

# 時事新報

日報休刊無

第二千四百六十六號

卷之三

時事新報廣告料前金	一日限	二日以上
	六日迄	七日以上

の時代より士民の區別を嚴としたるは社會の階級に尊卑を分つの成法ありと雖も其中自から一種族の性質を維持保護する爲め他種族の混淆を防ぐの精神あるは我堅の斷じて疑はざる所なり  
さて今の日本社會は維新以來政治上社會上の大變遷により全く舊習を一洗して門閥種屬の區別を廢し所謂四

本邦に於ては大業税の翌月等他新開業の休刊日又限り  
新規配達の求めに應ず此場合には比新規代價一箇月  
現金八割にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵  
便料金の代價と申受け可し

新報に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日又限り  
事新報配達の求めに應ず此場合には新報代一箇月  
金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する  
郵資の代價を申受く可し

ひの藤は若葉疊南ともに軽に感し易くして時としては外物の爲めに基もとづき不善汚穢ゝ感染せらるゝほどあきよあらか俗言先に來れば赤くあるとは即ち此事にして教育家の最も注意する所なり左れば一個人の談を離れて社會全體の觀點よ於ても亦同様化して誠もすれば

古の貴族は此點よりて非常に注意したるものゝ如し  
勢力時代の弊に徹するに當時の制度氣風よりては社會  
階級の別離を嚴重にして士族には諸大夫平士の列あり  
平民にも農商工の類あるなど其間にも又それゝの階  
級の差存せし事あれども士族と平民との大別よりて  
は國も確乎として勅かす可からず平日の安寧過は勿  
平日にも農商工の類ある所可き權利自由に至るまでも其相違の  
事なるるより一方は君主として一方は奴隸の如く恰も  
心を天然の約束と心得て敢て切りに超ゆることなしし

故以て士族は士族とのふれあひで士族の一社會を成し平  
民は自から平民の仲間を成して兩者の間に絶て交際<sup>おうせき</sup>  
の關係あるほどあし蓋しるの關係制限の方策は太に失  
墮の御難と妨げ世道の進歩を害したるに相違なしと  
とも又一方より考ぶれば當時封建尚武の氣風を維持する  
爲めには自ら必要ながとするの事情なきよあらざ  
當時日本士族尚武の精神は神聖犯す可らざるものにて  
止む

高くも之れに浮遊を黙がるどきは小にして比一身の頃  
目ト大にしては國風の浮遊よも聞ず可き一大事なれど  
顧にもして遠なく其神聖を保持するの工風みう專ら其  
なる當然に一方を顧みて百姓町人の一類を見れば實  
古昔所通の有様にして今世流行の辭を以て評されど此  
無氣無力と稱するの外なきのみならず中には無取無入  
の能も少ひがらざる程の風儀なれば苟くも出入りと仕  
事焉らむ事もざる以物論、若しも士人にして此聲を  
謂ひ立せば於ては次第より其惡風に感染して遂に之  
體育の精神を忘却するよりも云々となしとも云ひ難し  
而其聲は誠然太敷薄を行ひたるどき能すの士族をして  
難能也蓋むる由百歳を爲す二百年寒暖清の聲勢は

合には種々の奇相を現出し社會の秩序を動かしたるふども少からず當時ある會の席に故に新平民を上席に就かしめるなどの陳もありて要するに事物の混雜は斯る大革命の際より死る可らざるの數ありとして解しむに足らず今日の有様とても矢張りその餘振舊の勢に在りて斯る奇相を呈するのみならんなれば他日この勢の定まるに隨ひ還に自から歸する所あるは疑ふべ

らすして漫々狼狽するは無用なれども今の世に朱に交れば亦くなるの言も亦偽る可らずして上下倒瀆混淆の弊は社會の風氣を維持し其體面を保つの點に於て一日も捨置く可きよあらざれば世の豪世家は流俗に流れずして世間の醉夢を其末だ覺めざるに叫起すの覺悟なかる可らず我輩は今の平等の人類中に更に上下尊卑の制と争らんとするものにあらず惟日本社會の風氣を

維持する爲めに人品の區別を差し其交際上に流の薄汚れ  
を分たんと希望する者なり

遊戲飲食用紙取扱心得書 一冊  
右出版物ハ風俗ヲ撻亂スルモノト認ムルヲ以テ其發售  
頒布ヲ禁止ス

明治廿二年  
十一月六日

内務大臣伯爵山縣有朋

警察令第三十二號

何人よりモ格魯兒酸加溜摸（鹽素酸加溜摸又ヘ醣酸加里）ヲ賣買授受スルトキヘ豫メ其斤量及ヒ需用ノ目的ヲ明記シ左ノ書式ニ從ヒ賣主授主ノ管轄警察署ニ届出認可ヲ受クヘシ但シ警察官ヘ臨時其現品ヲ検査スルコトアルヘシ

本令ハ翌布ノ日ヨリ施行ス  
明治廿二年  
十一月六日  
書威總監況田平内  
建工用紙半紙又ハ美濃  
格等免稅加添銀  
右ハ(國契)ト(本用等何々)必要ニ付前事ノ斤量(脊背)(投開)  
致度御可發底下皮紙也  
本籍何府  
何郡何村  
市  
村書地帳簿

○仁川港脇扶私 仁川港にては此程より腸脛扶私  
發生し現に該病に感染せし者四人ある旨去月十八日以  
て在檀本邦領事館より報告あり(外務省)  
○島地占領 英國軍艦イスピーグルは本年九月中ク  
ク諸島の北に當る東方太平洋マニヒキ(Manhiki)群島  
中のヘンフレー(Humphrey)(南緯十六度五十二分西  
西四十度三十分に在り)及リールソン(Brierson)(南  
十一度二十二分西經百六十一度五分に在り)の二島  
占領したる由在倫敦本邦公使館より報告あり(外務省)

○長野縣の政況　長野縣は東京より北陸地方の諸縣へ通する要路あると以て北陸漫遊の政黨員などは序なり土壇の有志者に招待されて演説をなし若しくは開會に成むる等の事あるのみならず東京を離ると在す。